

小田原市監査委員公表第12号

令和3年2月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和2年11月26日付け監査第138号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

監査名	令和2年度指定管理施設監査
対象施設(所管課)	上府中公園(建設部みどり公園課)

No.	指摘の内容	措置状況
1	<p>小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定を踏まえ、市(みどり公園課)は、指定管理者に、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分させなければならない。</p> <p>また、市(みどり公園課)は、地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して、経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするべきである。</p>	<p>市(みどり公園課)は、指定管理者に対し、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分し、年度末に提出する事業報告書に総勘定元帳を添付して、経理の状況を報告することを指示した。</p> <p>指定管理者は、市の指示について了承し、令和2年度分から実施する。</p>
2	<p>市(みどり公園課)は、指定管理者が取り扱う現金の管理について、状況を把</p>	<p>市(みどり公園課)は、令和3年1月に実施した月例報告時に、現金の管理に</p>

掲示期限 令和3年3月12日

	<p>握していない。状況を把握し、必要に応じて指示等を行うなど監督責任を果たすべきである。</p>	<p>ついて、日々の入金に記載された書類、現金の保管場所、保管場所内の現金を指定管理者が立会いのもと確認した。</p> <p>今後も、同様の方法で指定管理者が取り扱う現金の管理について毎月確認し、状況把握に努める。</p>
3	<p>基本協定書第4条第1項に、指定管理者は、財産台帳に示された物件を管理することと規定されているが、財産台帳が作成されておらず、管理物件が書面で特定されていない。市（みどり公園課）は、財産台帳を提示すべきであり、指定管理者も自ら取得した財産を同台帳に登録し、財産管理する必要がある。</p>	<p>市（みどり公園課）は、今回の指摘を受けて、令和2年12月に上府中公園に係る財産台帳を作成した。</p> <p>市（みどり公園課）は、指定管理者に対し、自ら取得した財産について同台帳に登録するとともに、財産に異動が生じたときは、その都度同台帳に登録するよう指示した。</p> <p>指定管理者は、市の指示について了承し、令和2年度中に登録を行う。</p>
4	<p>基本協定書第15条第2項に、指定管理者は本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないと規定されているが、書面による承認手続をしないまま、指定管理者が第三者への再委託を行っている。基本協定書どおりの運用をするべきである。</p>	<p>市（みどり公園課）は、指定管理者に対し、指定管理者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市に対し書面による承認手続を行うよう指示した。</p> <p>書面による承認手続をしないまま、指定管理者が第三者への再委託を行っている令和2年度業務については、当該業務の一覧を作成し提出するよう指示した。</p> <p>指定管理者は、市の指示について了承した。</p>
5	<p>指定管理者は、利用者需要に関するア</p>	<p>市（みどり公園課）は、指定管理者に</p>

	<p>ンケートの実施及び集計はしているが、その分析に基づく事業評価を年度協定書第6条第3項の規定どおりに行っていなかった。市（みどり公園課）は、指定管理者に対し、事業評価の提出を求めず、事業を検証していなかった。</p> <p>市（みどり公園課）は、提出を受けた業務月報に基づき年度末に指定管理者に対する評価を行っているが、年度協定書どおりに、年度当初（5月）及び中途（11月）に指定管理者に事業評価を提出させ、事業の検証を行うべきである。</p>	<p>対し、年度中途（11月）の利用者需要把握の結果及び分析に基づく事業評価の報告書を今年度中に提出するよう指示した。なお、年度当初（5月）については、コロナ禍であったため未実施であった。</p> <p>市（みどり公園課）は、指定管理者から提出された同報告書を基に事業の検証を行う。</p> <p>指定管理者は、市の指示について了承した。</p>
6	<p>実施したアンケートのうち、満足度を計るために用いたのは、①スタッフ・窓口の対応、②情報・案内のわかりやすさ、③樹木・植物の状態、④トイレ・休憩所の清潔さの4項目である。市（みどり公園課）及び指定管理者は、このアンケートの結果に基づき利用者の満足度は高いと判断している。</p> <p>しかしながら、指定管理者制度の趣旨から、「施設・遊具について」「イベントについて」など、施設のサービス水準についての項目を設け、数値化が必要と考える。</p>	<p>市（みどり公園課）は、指定管理者に対し、利用者需要に関するアンケートの調査項目に、「施設・遊具について」「イベントについて」など、施設のサービス水準についての項目を加え、結果を数値化するよう提案した。</p> <p>指定管理者は、市の提案について了承し、令和3年度から実施する。</p>